

名古屋港管理組合公報

平成17年3月31日

(木曜日)

号外第193号

目次

規則
規則
規則
規則

- | | |
|-------------------------------|---|
| ○給与条例の一部を改正する条例 | 1 |
| ○次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則 | 1 |
| ○給与条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 | 1 |
| ○通勤手当規則の一部を改正する規則 | 2 |

目次

給与条例の一部を改正する条例を公布する。
平成十七年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第一号

給与条例の一部を改正する条例

一 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。
第二十一条第一項中「、十一月一日及び各年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）」に別に条例で定める日（以下この条、第二十二条の四及び第二十三条の五においてこれらの日を「基準日」という。）を「及び十一月一日（以下これらの日を「基準日」という。）」に改め、同条第三項第二号中「百分の百十」を「百分の百六十」に、「百分の九十」を「百分の百四十」に改め、同項第三号を削り、同条第四項中「百分の百十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十」を「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」に改め、同項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の二十五」とを削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 管理者は、職員の給与を調整する必要がある場合は、第三項第二号に掲げる時期に支給する期末手当について、第十八条第一項、第二項、第四項若しくは第七項又は本条第二項、第三項（第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項、第六項及び第八項の規定にかかるわらず、これらの規定により計算される期末手当の額から、第二項の期末手当基準額に百分の五十（再任用職員にあつては百分の二十五）を乗じて得た額を差し引いて支給することができるものとし、当該差し引いた期末手当の額については、別に条例で定めるところにより、必要な調整を行つた後に、直近の三月に支給する。

第二十二条の二第一項中「六月一日及び十一月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 （特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「百分の百十」とあるのは「百分の百二十」を「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」に改める。

第五条第一項中「除く」の下に「。第二項において同じ」を加える。

（平成十五年度における期末手当の基準日等を定める条例の一部改正）

平成十五年度における期末手当の基準日等を定める条例（平成十六年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改める。

第一条中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（次条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「平成十六年十二月一日」に改め、同条各号を削る。

第二条第一項中「平成十六年三月」を「平成十七年三月」に改め、同条第二項を削る。

附則第二項後段を削る。

（一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正）

一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成十五年名古屋港管理組合条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改める。

規則

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則を公布する。

平成十七年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第一号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）第二項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第十九条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

管理者	管理者
議会の議長	議会の議長が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

給与条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成十七年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第二号

給与条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

給与条例の一部を改正する条例（平成十六年名古屋港管理組合条例第一号）附則第一項第二号に規定する改正規定の施行期日は、平成十七年四月一日とする。

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

通勤手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十七年三月三十一日

名古屋港管理組合管理人

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第三号

通勤手当規則の一部を改正する規則

通勤手当規則(昭和二十四年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「交通機関等」を「交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)」に改める。

第五条中「届け出」を「届出」に、「その者」を「その職員」に、「月額」を「額」に改める。

第六条の見出し中「運賃等相当額」を「普通交通機関等に係る手当の額」に改め、同条中「条例第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額の算出」を「普通交通機関等(条例第十二条第三項に規定する「新幹線鉄道等」以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る手当の額」に、「による運賃等の額による」を「より算出する」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

条例第十二条第二項第一号に規定する「運賃等相当額」(この条において「運賃等相当額」という。)とは、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 支給単位期間が六箇月の普通交通機関等 当該普通交通機関等の利用区間に係る通用期間六箇月の定期券の価額(通用期間六箇月の定期券を発行していないが通用期間二箇月の定期券を発行している普通交通機関等にあっては通用期間二箇月の定期券の価額に二を乗じて得た額、通用期間六箇月の定期券、通用期間二箇月の定期券及び通用期間二箇月の定期券を発行している普通交通機関等にあっては通用期間一箇月の定期券の価額に二を乗じて得た額、通用期間六箇月の定期券、通用期間二箇月の定期券及び通用期間二箇月の定期券を発行していない普通交通機関等にあっては通用期間一箇月の定期券の価額に六を乗じて得た額)

二 支給単位期間が一箇月の普通交通機関等 当該普通交通機関等の利用区間にについての通勤一千回(別に定める者にあっては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等の額であって、最も低廉となるものの額。ただし、普通交通機関等が定期券を発行している場合であつて、この額が当該普通交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期券の価額(価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額)を超えるときは、当該定期券の価額)

第七条第二項中「場合」の下に「の運賃等相当額」を加え、「の交通機関等」を「において利用するそれぞれの普通交通機関等」に、「前項による」を「前項各号に定める」に、「その」を「それらの」に改め、「をもつて運賃等相当額」を削り、「その」を「これら」に改め、「をもつて運賃等相当額」を削り、「その」を「これら」に改め、「をもつて運賃等相当額」を削る。

第七条の二の次に次の一条を加える。

(自動車を使用しなければ通勤が困難である者の基準)

第七条の三 条例第十二条第二項第一号イに規定する「管理者の定める基準」とは、次に掲げることとする。

一 勤務時間及び休暇に関する条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号)第二条第三項又は第五条の規定によりあらかじめ割り振られた勤務時間の始めが午前七時三十分以前であり、又はその終わりが午後七時以降であること。

二 職員の通勤状況が、前号に相当すると任命権者が認めること。

第八条中「月額」を「額」に改め、「の各号」を削り、同条

第一号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「運賃等相当額及び条例第十二条第二項第一号に掲げる額」を「同条第二項第一号に定める額及び同項第一号に定める額」に改め、「この条において」を削り、「その額が」を「同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)及び同項第一号に定める額の合計額が」に改め、「加算した額」の下に「その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額」に、その職員の手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額」を加え、同条第二項中「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額(二以上の普通交通機関等を利用するものとして手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。)」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第十二条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二項中「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額等」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第十二条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

第十二条の見出し中「特別料金等の二分の一相当額」を「新幹線鉄道等に係る手当の額」に改め、同条第一項中「条例第十二条第三項に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額(以下「特別料金等の二分の一相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第七条第一項各号列記以外の部分中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第一号中「の普通交通機関等」とあるのは「の新幹線鉄道等」と、「当該普通交通機関等」とあるのは「当該新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、「普通交通機関等に」とあるのは「新幹線鉄道等に」と、同項第一号中「の普通交通機関等」とあるのは「の新幹線鉄道等」と、「当該普通交通機関等」とあるのは「当該新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の二分の一に相当する」と、「普通交通機関等が」とあるのは「新幹線鉄道等が」と、「一箇月の定期券の価額」とあるのは「一箇月の定期券の価額の二分の一に相当する額」と、「当該定期券の価額」とあるのは「当該定期券の価額の二分の一に相当する額」と、「当該定期券の価額の二分の一に相当する額」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「月額」を「額」に改める。

第十六条を削る。

第十五条中「月額」を「額」に、「定期券」を「定期券等」に、「又は」を「又は」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条中「月の初日」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末までの期間の全日数にわかつて通勤しないことにつき、当該月の前月の末日において予見し難いと任命権者が認める場合はこの限りでない。

第十四条を第十八条とし、第十二条の次に次の四条を加える。

(支給日等)

第十四条 手当は、支給単位期間(次項各号に掲げる手当に

係るものを除く。)又は同項目に定める期間(第十八条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の給料の支給日に支給する。

2 条例第十一條第四項に規定する「管理者の定める運動手当」とは、次の各号に掲げる手当とし、同項に規定する「管理者の定める期間」とは、当該手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第十一條第二項第一号に定める額の手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、一箇月当たりの運賃等相当額等が四万五千円を超えるときにおける当該手当 その職員の当該手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が条例第十一條第二項第一号及び第二号に定める額の手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が四万五千円を超えるときにおける当該手当 その職員の当該手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

三 職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る手当を支給される場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときにおける当該手当 その職員の当該手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
(返納の事由及び額等)

第十五条 条例第十一條第五項に規定する「管理者の定める事由」とは、手当(六箇月の支給単位期間に係るものに限る。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 条例第十一條第一項の職員たる要件を欠くに至つた場合

二 通勤経路又は通勤方法を変更した場合

三 通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、手当の額が改定される場合(支給単位期間のうち当該事由が生じた後の期間について、引き続き同一の定期券を使用できる場合を除く。)

四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る手当に係る条例第十一條第五項に規定する「管理者の定める額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等(第八条第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十一條第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が四万五千円以下であつた場合 その職員の利用するすべての普通交通機関等(前項第二号又は第三号に掲げる事由が生じた場合(同項第二号又は第三号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が四万五千円以下となるときに限る。)にあつては当該事由に係る普通交通機関等)につき、使用されるべき運用期間の定期券の払戻しを、前項各号に掲げる事由の区分に応じ、任命権者が別に定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたるものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

二 一箇月当たりの運賃等相当額等が四万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第十四条第二項第一号又は第二号に掲げる手当を支給されている場合 条例第十一條第二項第一号に規定する「調整した額」(以下「調整した額」という。)若しくは同項第三号に規定する「四万五千円に加算した額」に事由発生月の翌月から第十四条第二項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数

を乗じて得た額又はその職員の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び既に支給されている手当の額を考慮して任命権者が別に定める額の合計額のいずれか低い額

ロ イに掲げる場合以外の場合 調整した額に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額

3 新幹線鉄道等に係る手当に係る条例第十一條第五項に規定する「管理者の定める額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。)が二万円以下であった場合 その職員の利用するすべての新幹線鉄道等(第一項第二号又は第三号に掲げる事由が生じた場合(同項第二号又は第三号の改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円以下となるとき)にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等)につき、使用されるべき運用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたるものとして得られる額の二分の一に相当する額(次号において「払戻金二分の一の二相当額」という。)

二 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第十四条第二項第二号に掲げる手当を支給されている場合 二万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその職員の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額及び既に支給されている手当の額を考慮して任命権者が別に定める額の合計額のいずれか低い額

ロ イに掲げる場合以外の場合 二万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額のいずれか低い額

〔支給単位期間〕

第十六条 条例第十一條第六項に規定する「管理者の定める期間」とは、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 六箇月(四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。)ただし、平均一箇月当たりの通勤所要回数が任命権者が定める回数に満たない職員が利用する場合においては、一箇月

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等

2 前項第一号の規定にかかるわらず、同号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間内に、前項第一号に掲げる事由が生じ、若しくは生ずることが前項第一号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合又は支給単位期間の開始が四月一日若しくは十月一日でない場合は、その後の三月三十一日又は九月三十日までの期間について、その支給単位期間を一箇月とする。

第十七条 支給単位期間は、第十三条第一項の規定により手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により手当の額が改定される月から開始する。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合